

入 札 公 告

次の契約に係る条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに当該入札の方法及び日時その他入札について必要な事項を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

入札者は、山口市競争入札参加者心得（以下「参加者心得」という。）を熟読の上、入札すること。

令和8年10月23日

山口市長 伊 藤 和 貴

発注の概要

件 名	山口市新本庁舎市民交流棟新築に伴う広場整備工事
種 別	工事
工 事 場 所	山口市 亀山町 地内
工 事 概 要	山口市新本庁舎市民交流棟新築に伴う広場整備工事を行う。 ・市民交流棟前舗装 588㎡ ・歩廊 鉄骨造平屋建て 65.37㎡ ・南側駐輪場 鉄骨造平屋建て 58.08㎡
工 期	契約日の翌日から令和9年10月29日まで (始期については、契約日の翌日が閉庁日の場合は、契約日の翌日以後の閉庁日でない日とする。)
週 休 2 日 工 事	営繕系工事 「完全週休2日（土日）Ⅱ型）」
予 定 価 格	事後公表とする。
入 札 書 比 較 価 格	事後公表とする。
総 合 評 価 式 落 札 方 式	適用しない。
先 抜 け 方 式	適用しない。

入札に参加できる者の資格要件（ここに掲げる要件を全て満たすこと。）

競 争 入 札 参 加 資 格 登 録	公告日の前日において、建設工事の競争入札参加資格及び登録を定めた告示(令和5年12月15日山口市告示第204号)に規定する入札参加資格を、次の業種について有していること。
登 録 業 種	建築一式工事
所 在 地	公告日の前日において、市内業者(本店を山口市内に有する者をいい、競争入札参加資格登録の区分が「市内」である者に限る。)であること。
等 級	公告日の前日において、山口市建設工事業者格付等級要領に規定する建築一式工事の格付等級が1等級であること。
完 成 工 事 高	公告日の前日において、最新の総合評定値通知書の建設工事の種類・建築一式工事における平均の完成工事高が1億円以上であること。

そ の 他	(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。 (2) 公告日から開札日までの間のいずれの日においても、山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。 (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。 (4) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
-------	--

契約に関する事項

前 払 金	請負代金が300万円以上の場合は、有
部 分 払	(1) 契約金額が1,000万円以上の場合で、中間前金払を選択したときは「有(各年度1回以内(最終年度を除く。))。ただし、年度末における支払のため。なお、各年度内においては部分払の後の中間前金払はできない。)」とし、部分払を選択したときは「有(各年度2回以内。ただし、最終年度は1回以内)」とする。 (2) 契約金額が1,000万円未満の場合は「有(各年度1回以内。ただし、最終年度を除く。)」とする。
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上
電子契約の可否	この契約の締結は、受注者の希望により電子契約の方法によることができる。希望する場合の手続は、入札条件に定める。

入札参加資格の確認

確 認 方 法	次のとおり入札より前に電子入札システムにより行う。
提 出 書 類	電子入札システムにおける「競争参加資格確認申請書」
添 付 書 類	なし(電子入札システムで申請をする際は、「競争参加資格確認申請用ファイル」を添付すること。)
提 出 期 限	令和8年11月9日(月)午後5時必着
提 出 方 法	電子入札システムによる。
確 認 結 果 等	令和8年11月10日(火)午後5時までに電子入札システムで申請者に結果を通知する。

入札の方法等

入 札 方 法	電子入札
入札書提出期間	令和8年11月11日(水)午前8時から 同月16日(月)午後5時まで

開 札 日 時	令和8年11月17日（火）午前9時30分	
開 札 結 果	開札結果は、開札後、速やかに電子入札システムで通知をする。なお、必要に応じて延期をする場合は、その旨を通知する。	
入札書の添付書類	入札書に記載される入札金額に対する調査用の工事費内訳書（工事費内訳書取扱要領第4条に基づくもの）	
再 度 入 札	予定価格の制限の範囲内の有効な入札がなかった場合、かつ、再度入札の対象者がある場合は、再度入札（2回目、3回目の入札）を次の方法及び日時で行う。対象となる入札者には、開札後、直ちに電子入札システムで再度入札通知書を発送する。	
再度入札方法	電子入札	
2 回 目 の 入 札	入 札 書 到 着 期 限	令和8年11月18日（水）午前9時30分まで
	開 札 日 時	同日 午前10時
3 回 目 の 入 札	入 札 書 到 着 期 限	令和8年11月19日（木）午前9時30分まで
	開 札 日 時	同日 午前10時
再 度 入 札 の 添 付 書 類	なし	
入 札 保 証 金	免除	

設計図書類等の閲覧方法

閲 覧 方 法	入札条件に定めるところによる。
---------	-----------------

質問書の受付及び回答の期限

内 容 質 問 書	設計図書類等に関して質問があるときは、入札条件のほか次に定めるところによる。
提 出 期 限	令和8年11月6日（金）午後5時まで
提 出 先	山口市総務部本庁舎整備推進室（詳細下記）
回 答 期 限	令和8年11月10日（火）午後5時まで

入札の中止、無効及び失格入札又は不落札に係る適用制度等

(1) 参加者心得第13条の規定に該当する入札は中止とし、参加者心得第11条の規定（電子入札システムによる入札においては、同条の規定のうち該当しない事項を除く。）又は山口市電子入札実施要領第16条の規定に該当する入札は無効とし、参加者心得第12条の規定に該当する入札者は失格とし、その他入札条件に定めるところによる。 (2) 次に掲げる制度等の適用がある場合は、入札条件に定めるところによる。	
最低制限価格制度	なし

低入札価格 調査制度	適用
低入札価格調査 制度の判断基準額	適用

入札条件、契約条項等

入札条件は、別添の「入札条件」に定めるとおりとする。また、契約書約款、入札に関する要綱等については、山口市公式ウェブサイト又は下記の入札執行課の窓口で閲覧できる。

その他必要な事項

この入札は、山口市が発注する建設工事の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要領に基づく対象工事であるため、落札候補者が必ずしも落札者とはならず、落札決定を保留し、積算疑義確認の後に落札者を決定する。なお、同要領第4条第2項の規定により公表する入札結果及びレベル3までの積算内訳書の公表は、開札日の午後3時までに行う。

現場説明は、実施しない。

この公告における「閉庁日」とは、山口市の休日に関する条例(平成17年山口市条例第9号)に規定する休日をいう。

この工事は、債務負担行為による複数年度契約である。契約書約款は「単償用」を用い、前払金及び中間前払金の限度額は、年度毎に定められる。

連絡先等

入札執行課	〒753-8650 山口市亀山町2番1号
	山口市 総務部 契約監理課 入札監理担当
	電話番号 083-934-2710
	電子メール keiyaku@city.yamaguchi.lg.jp
事業担当課	〒753-8650 山口市亀山町2番1号
	山口市 総務部 本庁舎整備推進室
	電話番号 083-934-4151
	電子メール honchosha@city.yamaguchi.lg.jp